

○噴火災害被災地に係る立入制限に関する要綱

平成 18 年 3 月 27 日

訓令第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、2000 年有珠山噴火災害による被災の著しい区域における事故防止のため、洞爺湖町行政手続条例(平成 18 年洞爺湖町条例第 16 号)第 34 条の規定に基づき、住民等の立入制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第 2 条 立入りを制限する区域(以下「制限区域」という。)は、別図のとおりとする。

(立入制限の方法)

第 3 条 立入制限の方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 制限区域は、フェンス、大型土嚢、標識案内板などにより明示する。
- (2) 制限区域に接する道路には、進入防止柵を設置し、案内板を掲示する。
- (3) 制限区域内への立入りを確認するため必要な管理所を設置し、人員を配置する。

(立入制限の除外等)

第 4 条 次の各号に掲げる者は、制限区域内に立入ることができる。

- (1) 制限区域内の土地所有者が、正当な理由に基づき自己所有又は占有する土地に立入る場合
- (2) 公的機関が実施する工事等の関係者
- (3) 火山専門家及び調査研究者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 前項の規定により制限区域に立入る場合、同項第 1 号に掲げる者にあつては、管理事務所での申出によるものとし、同項第 1 号に掲げる以外の者については、原則として立入りの前日まで届出をすること。

3 避難指示地区への立入りは、火山専門家など町長が特に必要と認める者以外認めない。

(立入制限の特例)

第 5 条 泉北地区の散策道路(木道)及び金比羅地区のフットパスルートは、町長が定める期間内において、次により一般の立入りを認める。

- (1) 立入場所は散策道路(木道)及びフットパスルート内とする。
- (2) 立入りできる時間帯は、原則として午前 7 時から午後 6 時までの間とする。ただし、町長が気象条件等により立入ることが危険と判断した場合は立入りを認めない。

- (3) 散策道路(木道)及びフットパスルートについて、安全管理上必要な対策を実施する。(標識案内板、境界明示用ロープ等、管理所の設置、立入り及び退出の確認、監視員の配置など)

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

この訓令は、平成 20 年 7 月 4 日から施行する。